

2015年6月1日

「コーポレートガバナンス基本方針」の制定について

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）は、2015年6月1日付で「コーポレートガバナンス基本方針」を別紙のとおり制定しました。

本基本方針は、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めたものです。当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

コーポレートガバナンス基本方針

制定 2015年6月1日

第1編 総則

1. 目的

本基本方針は、第一生命保険株式会社（以下、「当社」という）におけるコーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定めることにより、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築する。

第2編 コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

1. コーポレートガバナンス体制の全体像

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。さらに、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役および執行役員を選任・解任に関する事項を審議する指名委員会および報酬に関する事項を審議する報酬委員会をそれぞれ設置する。

2. 取締役会・取締役

(1) 役割

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。これらの事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを各業務を担当する執行役員に委任する。

(2) 全体の構成

取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により構成し、定款の定めに従い、取締役の員数を20名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、社外取締役を複数名選定する。

(3) 選任

①取締役会は、社内取締役候補者について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の実効性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②取締役会は、執行役員について、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者を選任する。

③取締役候補者および執行役員の選任について、指名委員会にて審議、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

(4) 任期

取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、社外取締役については、独立性確保の観点から、在任期間の上限を8年とする。

(5) 兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

(6) 実効性評価

取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示する。

3. 監査役会・監査役

(1) 役割

監査役会は、株主からの負託を受け、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社および子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

(2) 全体の構成

監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を5名以内とする。また、その半数以上を社外監査役により構成する。

(3) 選任

①社内監査役候補者について、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外監査役候補者について、監査機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・別に定め開示する社外役員の実効性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

②監査役候補者の選任について、監査役会にて同意、取締役会にて決定することとし、選任理由を開示

する。

(4) 任期

監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を12年とする。

(5) 兼任

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

4. 指名委員会

(1) 役割

指名委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の選任および解任手続において適格性の観点から確認を行い、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

指名委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、指名委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

5. 報酬委員会

(1) 役割

報酬委員会は、取締役会の諮問委員会として、取締役および執行役員の報酬制度に関わる事項について、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議する。

(2) 全体の構成

報酬委員会の委員は、会長、副会長、社長および社外委員で構成し、社外委員は、社外取締役または社外有識者から取締役会が選任する。また、報酬委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とする。

6. 役員報酬

(1) 方針および手続

①当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する
- ・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす
- ・個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

②取締役および執行役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬委員会にて審議、取

締役会にて決定する。

(2) 取締役および執行役員の報酬

取締役（社外取締役を除く）および執行役員の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション（新株予約権）にて構成する。また、社外取締役については、定額報酬のみで構成する。

(3) 監査役の報酬

監査役の報酬については定額報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する。

7. トレーニング

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

第3編 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 方針

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

2. 株主総会

(1) 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。

(2) 情報の提供

当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

(3) 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定する。

3. 株主との対話

(1) 基本的な考え方

当社は、経営幹部を筆頭にIR活動を展開する。IR活動を通じ、株主・投資家等に対し、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実さ

せる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見、要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

(2) IRポリシー

前号に定める基本的な考え方を実現するにあたっての方針をIRポリシーとして策定し、開示する。

4. 政策保有株式

(1) 基本的な考え方

業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ株式を政策保有株式として保有する。

(2) 保有状況の確認

主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の狙い・合理性について取締役会で毎年度確認する。

(3) 議決権行使

政策保有株式に係る議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、別に定める議決権行使基準に則り、適切に対応する。

5. 関連当事者間取引

(1) 会社と役員との取引

当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

(2) 内部者取引

当社は、当社関係者による当社株式等の内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行う。

第4編 ステークホルダーとの協働

1. 方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。

2. 行動規範

当社は、経営基本方針である「最大のお客さま満足の創造」「社会からの信頼確保」「持続的な企業価値の創造」「職員・会社の活性化」を実現し、ステークホルダーとの協働を確保するための「行動規範（わたしたちの行動原則）」を策定し、これを遵守、実践する。

3. サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応

当社は、サステナビリティを巡る課題に適切に対応するとともに、課題への対応状況等について定期的に取り締役会へ報告を行う。

4. ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社は、多様な人財（ダイバーシティ）を互いに受容（インクルージョン）することで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるべく、「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進する。

5. 内部通報制度

当社は、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を整備、運用する。

第5編 その他

1. 情報開示

当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

2. 制定・改廃

本基本方針は、取締役会がこれを定め、毎年見直すものとする。また、環境変化等に基づき、随時見直すことがある。